

耐震改修工事

まず耐震診断が必要です
※耐震診断も助成制度あり

① 助成対象確認申請(申請者)

当年度12月28日まで

※申請される方に必要書類をお渡します。

2週間

助成対象確認通知(区)

改修計画作成契約(申請者)

※助成対象確認通知(区)の発行以降

改修計画作成(申請者)

耐震改修工事契約(申請者)

② 耐震改修着手申出(申請者)

耐震改修工事实施(申請者)

耐震改修工事現地確認(区)※1

③ 完了実績報告(申請者)

当年度3月10日まで

2週間

助成金交付決定通知(区)

④ 助成金請求(申請者)

2ヶ月

助成金振込(区)

※振込までに期間を要します。ご了承ください

★注意事項:

※区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または工事着手をした場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。

※提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。

耐震改修工事助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- 耐震診断(評定取得したもの)の結果、耐震性が無いと判断された建物
- 昭和56年5月31日以前に着工された木造建物(主要構造部の過半が木造であること)
- 延べ面積の過半が住宅の用途
- 個人または中小企業であること
- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的とした工事でないこと。
- 建築基準法第9条第一項による命令を受けていない建物

① 助成対象確認申請

- 耐震改修助成対象確認申請書(第1号様式)
- 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類及び建物の所有者を証明する書類
 - ↳例: 建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求
 - ↳例: 家屋課税台帳の写し(原本)…※都税事務所で請求
- 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- 建物全体の写真(建物全景が写るよう、撮影できる範囲で)
- 工事計画を示す図書(目標とする評点および概算工事費程度)
- 完納済み住民税納税証明書(前年度)又は非課税証明書
- 消費税についての確認書(個人)
 - または消費税仕入税額控除確認書(法人又は個人事業者)
- 高齢者等が居住する事を証明する書類
 - 例: 免許証、保険証、住民票などの写し
- 商業登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- 承諾書(共有者が他にいる場合)
- 承諾書及び印鑑証明書(申請者が所有者でない場合)

② 耐震改修着手申出

耐震改修契約後、直ちに下記書類を提出してください。
必ず、着手の前日までに提出して下さい。

- 耐震改修着手申出書
- 工事工程表
- 工事計画図及び補強計算書(現状及び補強案)
- 工事内訳書(工事内容・費用が明記してあること)

③ 完了実績報告

- 耐震改修助成金交付申請書兼完了実績報告書(第8号様式)
- 耐震改修計画作成及び耐震改修工事に係る契約書の写し
- 耐震改修計画作成及び耐震改修工事の契約に係る領収書の写し
- 撮影日を確認することができる耐震改修写真(改修前後の建物全景、施工部分ごとに実施内容を視認できること)
- 耐震改修実施工事図面及び補強計算書(軽微な変更により着手申出時等と変更があった場合)
- 工事完了確認者の資格証の写し
- 工事内訳書(着手申出時から変更があった場合)

④ 助成金請求

- 耐震改修助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第11号様式)

※1 耐震改修工事現地確認

- ・工事が行われている事を確認に区職員が伺います。その際には工事完了確認者の立ち会いをお願いいたします。
- ・現地確認日の確保ができましたら、2週間前を目安に区(03-5608-6269)までご連絡ください。
- ※日程調整が発生する場合がございます。ご了承ください。

助成率と助成額（耐震改修・簡易改修）

- ◆耐震改修（または簡易改修）の助成対象費用は、「計画作成費（設計費）」と「工事費」です。
- ◆工事後の耐震性能（上部構造評点：Iw 値）によって助成種別・助成額が変わります。
工事計画は、地震に対する安全性や費用を踏まえ、建築士や工事業者とよく相談しましょう。

【助成の区分】

- ①一般の場合
- ②一般かつ助成対象住宅が指定道路沿道にある場合
- ③高齢者等の場合（65歳以上、身体障害者手帳1級もしくは2級、愛の手帳1度から3度まで）
または民間木造賃貸住宅改修支援事業（住宅課）を併用する場合
- ④高齢者等かつ助成対象住宅が指定道路沿道にある場合
または福祉住宅改修助成事業（障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課）を併用する場合

《耐震改修(上部構造評点:Iw=1.0以上にする工事)》

- ◆対象区域は「緊急対応地区」に限ります。※それ以外の地区では“簡易改修”になります。
(緊急対応地区：北部地域、本所三丁目、東駒形二丁目、東駒形三丁目、横川二丁目)

助成種別	耐震改修 (Iw=1.0 以上)	
費用内訳	計画作成費	工事費
助成率	10/10	①1/2 ②3/4 ③2/3 ④5/6
助成限度額	最大 15 万円	最大 ①・②135 万円 ③・④150 万円
補助額合計	最大 ①・②150 万円 ③・④165 万円	

《簡易改修(上部構造評点:Iw=1.0未満にとどまる工事)》

- ◆対象区域は「区内全域」です。※緊急対応地区以外での“耐震改修”は“簡易改修”扱いです。

助成種別	簡易改修 (Iw=1.0 未満)	
費用内訳	計画作成費	工事費
助成率	1/2	①1/3 (ただし緊急対応地区内は 1/2) ②3/4 ③2/3 ④5/6
助成限度額	最大 5 万円	最大 ①40 万円(緊急対応地区内は 60 万円) ②60 万円 ③・④80 万円
補助額合計	最大 ①45 万円 (緊急対応地区内は 65 万円) ②65 万円 ③・④85 万円	